

第8回千葉海区漁業調整委員会

- 1 日 時 令和8年1月26日（月）午後1時30分から
- 2 場 所 千葉県教育会館203会議室
- 3 出席者
- | | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委 員 | 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、
平島 孝一郎、佐藤 光男、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、和田 一夫、
黒沼 吉弘、篠原 克二郎、本田 直久 |
| 専門委員 | 齋藤 御津久、嶋津 圭一、田邊 克巳 |
| 水産課 | 宮嶋課長
篠原漁業調整班長、五味主査
原口漁船漁業班長 |
| 漁業資源課 | 原課長
赤羽資源管理班長 |
| 水産事務所 | 銚子：末永所長
館山：迫所長
勝浦：荒井所長、庄司課長 |
| 事務局 | 永野副技監、久野主査、高山副主査 |

4 議 題

- (1) 千葉海区漁場計画の変更について（諮問）
- (2) 千葉海区漁場計画の変更に係る公聴会の開催について
- (3) その他

5 審議経過

【永野副技監】

定刻となりましたので、ただ今から第8回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

はじめに、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

本日は令和8年に入り最初の委員会となります。改めまして、本年もよろしく

お願いいたします。

また、本日は暦の上では大寒の時期に当たり、1年の中でも最も寒い季節を迎えました。くしくも先週より強い寒波に見舞われ、ひととき厳しい寒さとなっています。皆様におかれましては、体調を崩されることのないよう御自愛いただければと思います。

次に、浜の状況ですが、新聞報道によりますと、銚子漁港の水揚げが約22万トンとなり、全国首位となりました。例年、マイワシの水揚げが落ち込む夏以降も近海に漁場が形成され、安定した水揚げが続いたとのこと。新年に入りまして、うれしいお知らせとなりました。

また、内湾のノリ養殖については、1月14日の共販時点での累計では、出荷枚数は約2,400万枚、生産金額は約6億9,000万円となり、昨年と比較して枚数で約1.8倍、生産金額は約1.4倍となりました。現在も順調な生産が続いているとのこと。

本年が千葉県漁業者の皆様にとって実り多き年となることを祈念いたします。

さて、本日の議案は、千葉海区漁場計画の変更と、それに係る公聴会についてです。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして、挨拶いたします。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【永野副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日、会議に出席できない旨、連絡のありました委員は、坂本委員と松本委員の2名でございます。委員定数15名のうち13名の出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項で規定する過半数の委員に御出席いただいておりますので、本日の委員会は成立していることを御報告申し上げます。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条により石井会長をお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から

指名します。

鈴木会長代理と黒沼委員にお願いします。

続いて、議題に入ります。第1号議案「千葉海区漁場計画の変更について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読を願います。

【高山副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。

【篠原班長】

水産課漁業調整班の篠原と申します。千葉海区漁場計画の変更について御説明いたします。

まず、資料の9ページをお開きください。こちらが今回の諮問の対象となっている東京湾北部地区の漁業権の概略図になります。上が共同漁業権で、貝類などを対象とした漁業や固定式刺し網漁業が内容となっております、下の図が区画漁業権でノリ養殖が内容となっています。このうち、斜線が引いてある短共と短区の番号が書いてあるところが、存続期間が1年以内の漁業権となっております、こちらは過去の埋立てに伴う漁業補償などの経緯から、漁業権の存続期間が1年以内となっております。

まず、右上に資料1と書いてある切替えのスケジュールの資料、別紙の資料を御覧ください。こちらは切替えのスケジュールになりますけれども、東京湾北部地区の1年以内の短期漁業権については、今年の夏までに存続期間が満了しますので、今回は夏以降の漁業権を継続させるために漁場計画の変更を行うものとなっております、こちらについては昨年の11月から地元漁協の要望調査、また、関係機関との協議を行いました、12月からは一般の方の意見聴取、いわゆるパブリックコメントも行いました。今回、パブリックコメントや協議の結果を受けて、漁場計画の変更案を作成しましたので、本日の委員会にお諮りしているものとなっております。

今後なんですけれども、3月に公聴会を経まして、委員会から答申をいただきましたら、4月に漁場計画を変更して、6月から7月に免許申請を受け付けて、8月、9月に免許するようなスケジュールで進める予定となっています。

本体資料にまた戻っていただきまして、資料の3ページを御覧ください。こちらは横向きの資料で、新旧対照表の資料になります。今回の漁場計画の変更の箇所なんですけれども、1年以内の存続期間になっている共同漁業権、区画漁業権、計12件につきまして、アンダーラインが引いてある存続期間を1年更新するというようなものになっておりまして、例えば短共の一号でありますと、存続期間が現在、令和7年9月1日から令和8年8月31日までとなっているものを1年更新して、令和8年9月1日から令和9年8月31日までと、1年間時点修正するというようなものになっておりまして、その他の事項は現行と変わりはありません。

説明は以上となります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

御説明ありがとうございました。

この案に別に特に疑義があるとか、反対があるとか、そういうことではないんですけれども、今後の方向としてどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいと思って質問させていただきます。

先ほど御説明にあったように、埋立てに伴う関係でこのような形になってきたという経緯があり、先人たちの知恵によってこういった1年ごとの免許の更新という形になっていると思うんですけれども、漁業法上の考え方でこれをずっと続けていかれるのかどうかということが1点と、それから、いろいろな意味で、毎回、毎年これをやるのではなくて、例えばソフトランディング的に、2年分を1期にとという形にして試してみるとか、何かそのようなことをお考えなのかどうか、もしお聞きできたらと思って質問しました。特に反対というわけではありません。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【篠原班長】

まず1点目、漁業法上というところなんですけれども、短期漁業権については、漁業調整上、必要な範囲という形になっているんですけれども、その中で、過去の補償というところで、そういったところの調整課題はまだ解決していかなければならないと考えておりますので、そういった課題を解決しながら進めていくものと考えております。

もう一点の、例えば1年ごとのものをもう少し期間を見直してというようなお話、ありますけれども、今のところはそういったところは考えていないところでございます。

【石井会長】

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。こういった方向で解決していこうかということはお考えなのかということ、もしお聞きできたらと思って質問しました。

【石井会長】

何か付け足すことはありませんか。

【篠原班長】

調整上の課題というところかと思うんですけれども、それにつきましては、例えば補償時からの現在の漁場環境ですとか漁業者の減少、そういったところですか、漁業者間の調整、また、過去に補償があったところに対する免許、そういった課題について、慎重に検討して対応していきたいと考えております。

【石井会長】

黒沼委員、どうですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。ぜひいろいろな意味で検討していただければと思います。前からいろいろな形でお伝えしているんですけども、少しずつでも効率化を図れば、皆さんもやりやすくなるし、漁業全体もやりやすくなるんじゃないかなど思っているものですから、ぜひそういう方向でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【石井会長】

そのほか、御質問、御意見ございませんか。

特に御意見も出尽くしたようですので、質疑を終了します。

なお、本議案の採決は、漁業法の規定により、事前に公聴会を開き、利害関係人の意見を聞く必要がございます。

したがいまして、本議案の採決は後日開催する公聴会の後に行いますので、御了承、お願いいたします。

次に、第2号議案「千葉海区漁場計画の変更に係る公聴会の開催について」を上程いたします。

事務局から朗読と説明をお願いいたします。

【高山副主査】

(朗読)

続いて、御説明させていただきます。

公聴会は、第1号議案で知事から諮問のあった千葉海区漁場計画の変更に對し、千葉海区漁業調整委員会として意見を述べるに当たり、利害関係人の意見を聞く場として、漁業法第64条第8項で準用する同法第5項の規定により定めているものであり、今般の漁場計画の変更に当たり開催するものです。

また、公聴会の開催に当たっては、公聴会に関する手続規程第2条の規定により、委員会の決議が必要であり、また、公聴会を開催するときは、同規程第5条の規定に

より、日時、場所及び事案並びに公聴会において意見を述べることのできる利害関係人の範囲の公示が必要となっています。

公示案は、12ページのとおり、ただいま朗読させていただきました内容で、本日、御承認をいただければ、2月上旬をめどに公示したいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「千葉海区漁場計画の変更に係る公聴会の開催について」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件の公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【石井会長】

異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議題(3)の「その他」ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第、第5のその他ですが、皆様、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、事務局からお願いいたします。

【永野副技監】

前回、第7回の委員会におきまして、黒沼委員から御質問がありました太平洋広域漁業調整委員会の概要に係る資料の中で、補足説明をさせていただきます。

資料中にありました神戸プロット、これが資源管理方針に関する検討会でオーソライズされたものか、とという御質問をいただきました。これについて、水産総合研究センター、関係機関の方に確認したところ、示された神戸プロットは、ステークホルダーで議論するに当たりまして、水研機構等から示された素案であって、オーソライズされたものではないということでした。

今後の進め方については、水産庁主催で資源管理方針に関する検討会、ステークスホルダー会合が開催された場合に、漁業者等から出されました意見を踏まえ、水産庁から引き続き水研機構に新たな資料作成が依頼されます。ほかに意見がなく、当該資料が承認されれば、水産政策審議会とパブリックコメントを経て決定されるということを伺っております。意見があり、再計算などが必要な場合は、研究機関から新たな暫定案が提示されて、それに基づいてステークホルダー会合が開催されると伺っております。

説明は以上でございます。

【石井会長】

ただいまの補足説明に対して御質問等ございましたら、お願いいたします。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

御丁寧に調べていただきましてありがとうございます。

ということは、漁業者の方から何らかの形で再検討していただくためのデータを何とか作ってほしいというようなことがあれば、向こうは作るというふうに言われているということでしょうか。

ただ、私が思ったのは、この方式というのは、広域のマグロなんかに関してとても有効だというふうに聞いているんですけども、果たしてキンメに使えるのだろうかというのはすごく疑問で、何を根拠にそれをやろうとしているのか。しかも、例えば勝浦の漁業者の方たちが長年放流をして、タグをつけて放流したものがそんなに

たくさんは遠くに行っていないんですよね。そういったことも含めて資源管理があの方式でできるんだらうかというのは、私自身はとても疑問に思っています。ただ、どんなほかのやり方があるんだらうと言われると、それは非常に困ってしまうんです。ただ、それは経験的に作り上げてきたものがあるので、やはりそれは主張していかなければいけないなと思っています。

以上です。

【石井会長】

私も意見を言える場面では、今、黒沼委員がおっしゃったとおり、漁業者の代表として発言しています。後は水産庁がどのように受け取るか、だとは思いますが。

分かりました。ありがとうございます。

【黒沼委員】

よろしくをお願いします。

【石井会長】

こちらこそよろしくをお願いします。

ほかに何か御質問等ございましたら。よろしいですか。

ほかになければ、会議次第5のその他を終了し、会議次第6の事務局連絡事項に移ります。

それでは、事務局からお願いします。

【高山副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これもちまして、第8回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後2時1分 閉会